平成２３年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市小山田町7100番地
債務者　門松　郁代
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８９号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦121番地１
債務者　中島千古洋
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９０号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦121番地１
債務者　中島　智里
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３号
鹿児島県姶良市西姶良４丁目６番１号
債務者　今別府　智
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3957番地33
債務者　水流満衣子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
鹿児島県姶良市西餅田1938番地35
債務者　中原真由美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3184番地の２
あちりフレックス405
債務者　森山　京美（旧姓宇根）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９号
福島県郡山市菜根１丁目６番13号　メゾン．Ｔ．ＦｉｖｅＢ棟
債務者　鈴木サト子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
福島県郡山市神明町４番14号　メゾンキラリⅡ403号
債務者　阿部美代子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
長野県上田市下室賀1094番地２
債務者　佐野光次郎
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４４５号
神戸市西区白水１丁目31番18―103号
債務者　中島　圭一（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
兵庫県明石市西明石町４丁目５番25号シャトー花園302号、旧住所兵庫県明石市和坂３丁目８番15―105号
債務者　山本　　勲
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
神戸市西区森友１丁目160番地　グランドール森友305号、旧住所兵庫県明石市貴崎５丁目９番43号
債務者　石田　未佳
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
兵庫県明石市西明石西町２丁目７番２号、旧住所和歌山県海南市大野中746番地２　筈谷マンション205号
債務者　二塚　　準
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
神戸市西区玉津町上池32番地の１
債務者　岡嶋　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県明石市二見町東二見1140番地の12
債務者　為田　恵理
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係